

民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施について

平成25年8月26日
内閣府官民人材交流センター長決定
平成26年6月24日一部改正
平成27年10月1日一部改正
平成30年12月12日一部改正

「官民人材交流センターに委任する事務の運営に関する指針」（平成26年6月24日内閣総理大臣決定）1（2）に規定する業務の実施については、以下に定めるところによる。

1 目的

内閣府官民人材交流センター（以下「センター」という。）は、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成24年8月7日閣議決定）、「国家公務員の雇用と年金の接続について」（平成25年3月26日閣議決定）及び「官民人材交流センターに委任する事務の運営に関する指針」に基づき、民間の再就職支援会社（以下「支援会社」という。）を活用して、職員及び一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助（以下「再就職支援」という。）を行う。

2 再就職支援の対象者

応募認定退職（国家公務員退職手当法の規定に基づく早期退職希望者の募集に応募をし、認定を受けて退職すべき期日にする退職をいう。以下同じ。）をする者（本府省局長級以上の職に就いている者又は当該職に就いていた者を除く。）であって、再就職支援を受けることを希望するもののうちから、各府省が選定した者（以下「支援対象者」という。）を対象とする。

3 再就職支援の実施

- (1) センターは、支援対象者に対する再就職支援の提供に係る業務（以下「再就職支援業務」という。）を支援会社に委託して実施する。その際、国家公務員法第106条の2第1項に規定する行為を行わないものとするとともに、一般定年等隊員である場合も同様の扱いとする。このため、支援対象者に対する再就職支援業務は支援会社が行い、センターは、(2)に係る確認その他必要な場合を除いて、個別の再就職支援業務には関与しないこととする。
- (2) センターは、支援会社が再就職支援業務を行う際には、国家公務員法第106条の3第1項又は自衛隊法第65条の3第1項に規定する求職活動規制を遵守したものとすること及び再就職支援の対象として適切でない法人等としてセンターが指定するものをその対象としないことを求める。
- (3) センターは、支援対象者に対して、応募認定退職をしなかった場合には、センターが定める場合を除いて、再就職支援の提供に要した費用に相当する額を償還することを求める。
- (4) センターは、支援会社に対して、再就職支援が終了した支援対象者について、再就職支援の提供の状況を報告することを求める。

4 再就職支援の状況の公表

センターは、再就職支援の実施に係る状況について、毎年1回公表する。

5 官民人材交流副センター長への委任

この決定に定めるもののほか、再就職支援を実施するため必要な事項は、官民人材交流副センター長が定める。